

議員報酬等検討特別委員会
委員長 山 口 陽 一

議員報酬等検討特別委員会審査報告書

本特別委員会は、平成 22 年 11 月 16 日に設置され、「議員報酬等のあり方」について審査を行った。その結果は次のとおりである。

1 設置経過

- (1) 本特別委員会は、平成 22 年 11 月 16 日の臨時会において、議員報酬等のあり方について審査するために設置された。
- (2) 本特別委員会の委員として次の 6 名の委員が選任された。
山口 陽一（委員長） 坂田 よう子（副委員長） 鈴木 京子
百瀬 恵美子 奥津 勝子 土橋 秀雄

2 審査事項

議員報酬等のあり方について

3 審査状況

年月日	会議名等	会議内容等
平成 22 年 12 月 9 日	第 1 回特別委員会	1 正副委員長の互選について 委員長に山口陽一議員、副委員長に坂田 よう子議員が互選された。 2 今後の進め方について ・ 会議は月 2 回開催することとした。 ・ 焦点は議員報酬、期末手当とするが、 政務調査費も合わせて議論すること とした。 ・ 報酬等の審査にあたり、根拠となる議 員活動について整理することとした。

12月24日	第2回特別委員会	<p>1 議員報酬等のあり方について (議員活動の整理と会議の進め方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員活動を会議・委員会の活動 (A)、協議・調整の場の活動 (B)、前2活動に付随する活動 (C)、町主催行事等出席や町民等相談対応の活動 (X) の4つの領域に分類し、整理することとした。 ・ 会議は1月に2回、2月に2回開催し、3月会期中にまとめるために開催することとした。
平成23年 1月6日	第3回特別委員会	<p>1 議員報酬等のあり方について (議員活動の各領域と整理方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員活動の各領域の考え方と活動の整理方法等について確認を行った。 ・ 各議員の活動状況の確認を行うこととした。
1月25日	第4回特別委員会	<p>1 議員報酬等のあり方について (各議員活動の平均値の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各議員の具体的な議員活動を抽出、集計し、各活動にかかる平均値(日数、時間数)を確認した。
2月14日	第5回特別委員会	<p>1 議員報酬等のあり方について (議員の平均活動時間数、(X)領域の対象範囲等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各領域の議員活動にかかる合計及び平均活動時間数を算出した。 ・ 1日の議員活動時間を6時間とするか7時間とするか検討した。 ・ (X)領域の議員活動をどこまで報酬対象範囲とするか検討した。 ・ 政務調査費からの委員会活動費の区別について検討すべき旨の意見があった。

3月11日	第6回特別委員会	1 議員報酬等のあり方について (日換算時間と委員会の結論) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員活動時間の1日換算時間を7時間とすることとした。 ・ 議員報酬モデル額の検討、議会報告会の町民意見聴取のため、委員会期限を6月3日(6月定例会最終日)までに延長することとした。 ・ 委員会中間審査報告を3月16日(3月定例会最終日)に行うこととした。
3月16日	3月定例会 (最終日)	議員報酬等検討特別委員会審査中間報告書に基づき、委員長が中間結果の報告を行った。
5月14日 5月15日	議会報告会	議員報酬について 「議会だより大磯」第159号に掲載した議員報酬等検討特別委員会中間報告に基づき説明し、町民の意見を聞いた。
5月18日	第7回特別委員会	1 議員報酬等のあり方について (議会報告会を経た委員会の結論) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員報酬(月額報酬・期末手当)及び政務調査費についての考え方と方針をまとめた。 ・ 議員報酬等検討特別委員会の審査を終了し、6月議会定例会において委員長報告することとした。

4 審査結果

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、二元代表制の一翼である議会が担う意思決定機関、行政の監視機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきている。

大磯町議会(以下「町議会」という。)では、平成21年に議会基本条例を制定・施行し、町政への監視機能や政策立案機能などの充実強化に努めている。

このような町議会の役割の増大を反映して、議員に求められている活動領域は拡大し、議員としての活動に生活時間の相当部分を割いているのが実態である。

このため、分権時代にふさわしい議員活動を展開できるようにするため、議員の活動領域をその実情に合わせて幅広く解釈し、議員報酬のあり方を検討することが必要であると考えます。

地方自治法第203条に規定する議員の報酬は、常勤職の給与とは異なり、提供した役務の対価であると解されている。しかし、議員報酬は条例の定めるところにより、月額支給されており、議員報酬の性格と議員の身分的な取扱いは不明確な状況にある。現在、議員の活動実態は議会に出席することだけではなく、町民との接触を通じた民意の吸収など広範な領域に及んでいる。そのため、議会の議員に対する対価については、議員としての広範な職務遂行に対する公費支給と解される必要があると考えます。

本委員会では、福島県会津若松市資料を参考として、町議会議員の平成21年度を基本とした議員活動の抽出を行い、当該議員活動を4つの領域に分類するとともに、各議員の活動状況の調査・確認を行った。

その4つの領域及び活動時間については、次のとおりである。

(1) 「本会議・委員会等」(A領域)

(ア) 会議等の種類

本会議(定例会)、本会議(臨時会)、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会、議会運営委員会、議会だより編集委員会、予算特別委員会、決算特別委員会、ごみ処理広域化検討特別委員会、可燃ごみ収集事業者決定に関する調査特別委員会、市町村アカデミー議員研修、議員研修会、視察受け入れ など

(イ) 活動平均時間 437.1時間(62日)

※ 活動時間単位については、1日を6時間、半日を3時間とし、全員出席でないものは按分時間とした。

(2) 「協議・調整の場」(B領域)

(ア) 会議等の種類

議員全員協議会、総務建設常任委員会協議会、福祉文教常任委員会協議会、一般会議、議会報告会

(イ) 活動平均時間 78時間(11日)

※ 活動時間単位については、半日を3時間とした。

(3) 「1及び2に付随する活動」(C領域)

(ア) 会議等の種類

一般質問の調査・研究、一般質問の作成(個人)、一般質問の町協議、総括質疑の作成、議案(現場)調査・研究、請願・陳情の調査・研究、政務調査(委員会視察)、町政に関する調査・研究(現場)、委員会等の勉強、議会だよりの原稿作成、町民相談、広報活動(議会報告)個人、研修会(個人)、視察(個人)、議会報告会準備 など

(イ) 活動平均時間 556.2時間(79日)

※ 活動時間単位については、1日を6時間、半日を3時間とし、議員ごとに活動時間が異なるものは議員平均の実績時間とした。

(4) 「町主催行事への出席、各種団体への出席活動等」(X領域)

(ア) 会議等の種類

小中学校の入学式・卒業式・運動会・音楽会、中学校文化祭、幼稚園・保育園の入園式・卒園式・運動会、総合防災訓練、農産物まつり、消防出初式、成人式、講演会、交通安全街頭見守り、なぎさの祭典、社会福祉大会、地域の出席要請 など

(イ) 活動平均時間 170時間(24日)

※ 活動時間単位については、半日を3時間とし、議員ごとに活動時間が異なるものは議員平均の実績時間とした。

次に、議員の1日の活動時間については、大磯町議会会議規則第8条に会議時間を午前9時から午後5時までと規定しており、当該規定に基づき活動時間については昼の休憩時間を除いた7時間とすることとした。

本委員会としては、当初、議員報酬が議員活動という役務に対する対価であるということから、議員の活動量をもとに議員報酬を算出する方法、県内の他町村議会議員の報酬と比較する方法、町民の声の町政への反映状況で議員報酬額を説明する方法などの方式による試算を考えたが、町民の方の意見を踏まえた上で結論を出すこととし、平成23年5月14日及び15日開催の議会報告会において町民の方に本委員会の中間報告に関する説明を行った。

議会報告会における町民の意見としては、「町主催行事への出席等は、議員は日ごろ町民に接する立場にある職であるため、議員活動に含めないほうがよい。」「議員は住民参加のプロである。住民参加のプロとして専門的知識を持ち活動している姿が見えるのであれば、相応の処遇をしなければならない。また、若い議員がプロの仕事として参加できる議員報酬についても議論してほしい。住民参加をどうすべきか町民の意見を聞いてほしい。」「議員の活動日数ではなく、活動に対する成果を評価したほうがよい。一生懸命仕事をする議員に対し、町民は報酬を支払うことを惜しまない。評価ができる仕組みを考えてほしい。」「大磯町を良くするためには、頑張った議員に相応の報酬を支払い、その結果として報酬が高くなってもよいのではないか。また、議員は自己啓発の時間があり、それも活動に加えて良いと思う。優先順位をつけた活動の評価を行い、その評価により議員報酬を堂々と受け取ってほしい。」などの意見があり、報酬額引き下げに関する意見もあったが、議員報酬は、専門的知識を生かして活動する議員はそれなりの処遇があってもよいのではないかという意見が多かった。

本委員会としては、委員意見や議会報告会における町民の意見を踏まえ、「報酬」と「政務調査費」の2点について、その考え方と方針をまとめることとした。

(5) 報酬について

本委員会は、議員報酬は役務の対価であることから、議員の活動日数等について調査・研究を行ってきた。本委員会としては、議員活動の範囲として、地方自治法に規定する「本会議・委員会等」「協議・調整の場」と「その活動に付随する活動」及び「町主催行事への出席・各種団体への出席活動等」としたが、活動内容等については、議会の役割として、多様な民意を吸収し、その集約化を図るという観点に立ちさらに整理する必要があると考える。

「報酬」における議員の月額報酬については、議会報告会における町民の意見を踏まえ、議員間の自由な討議を通じて、町民の意見を的確に把握するとともに、町民の福祉の増進を目指して活動することが報酬に対する成果に結びつくものであるとし、現状の額を維持した中で議会報告会の開催日数、通年議会等の検討を進め、町民参加の推進による職務活動領域の拡大を図ることとした。

次に、「報酬」における議員の期末手当については、役務の提供に対し支給できるものであるが、月額報酬とは性質を異にするものであり、ここでは社会経済情勢の影響の大きい期末手当の支給額の妥当性を明確には整理することができない。そのためその支給額については、当該額算出のための支給率について町職員の支給率を参考として検討することとする。

(6) 政務調査費について

政務調査費は、地方自治法の規定に基づき「議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対して交付する」ものである。その政務調査費の対象なる経費は、会議や委員会という役務に付随する活動であり、会議や委員会の活動経費とは区分することが合理的である。現在、本議会では、会議や委員会の活動経費と議員の調査研究経費をあわせ政務調査費として1議員、年額18万円を支給している。

しかしながら、議会基本条例に基づく議会活動の重要性を考慮し、会議や委員会活動の充実を図るため、現在の政務調査費を会議・委員会活動経費と議員調査研究経費とに区分して活用する必要があると考える。

費用区分としては、現在支給している政務調査費18万円のうち、6万円を会議・委員会活動経費として政策形成に関する研修等に活用し、残りの12万円を政務調査費として各議員に支給する。

以上の報告により、平成 22 年 11 月 16 日に設置された「議員報酬等検討特別委員会」については審査を終了する。

平成 23 年 6 月 2 日

委員長	山口	陽一
副委員長	坂田	よう子
委員	鈴木	京子
委員	百瀬	恵美子
委員	奥津	勝子
委員	土橋	秀雄